

法令適用事前確認手続（照会書）

平成20年2月27日

担当課・室の長 殿

照会者名：(財) 丹後地域地場産業振興センター

理事長 中山 泰

住 所：京都府京丹後市網野町網野 367 番地

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

道路運送法第80条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当センターでは、丹後地域の地場製品のPRと販路開拓の目的で、トラックカーゴ改造車（移動販売車）を常備し、京都市内のアンテナショップへの定期便や大都市圏での物産展等への出展に活用しています。

この度、この移動販売車の有効活用を図るため、地場製品の製造業者で組織する「丹後ブランド製品会」（任意団体）の会員がアンテナショップへの納品や物産展等への出展に対し、本移動販売車両を無償で貸し出すことを考えています。

ただし、燃料費及び損害保険料等の実費は徴収する予定です。

道路運送法第80条第1項に定める国土交通大臣の許可を受ける必要があるかどうか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

自動車運送業の事業展開ではなく、地場産業振興策の一環としての自家用車の貸し出しであり、またガソリン代等の実費のみを徴収するので、有償貸渡しに当てはまらなないと考えます。

4. 連絡先

京都府京丹後市網野町網野 367 番地

(財) 丹後地域地場産業振興センター

山崎 正夫 amity02@amino-town.jp